

第25回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会	
開催日時	令和7年11月25日(火) 午前9時40分
出席議員	委員長:武道修司 副委員長:宗裕 委員:工藤久司 委員:田原宗憲 委員:池亀豊 委員:吉元健人
事務局職員	局長:桑野智 係長:瀬戸美里
参考人	町長:新川久三

午前9時40分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。すみません、大変御迷惑をおかけしました。

それでは、ただいまより第25回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開会をいたします。

町長が11時から予定が入っているということで、それに合わせて10分ほど前に終了したいと思いますので、御協力のほどよろしくお願ひをいたします。

本日は参考人ということで、新川町長に出席をしていただいております。今まででは証人喚問とか、そういうのがありましたけど、今日は町長の御意見も聞きながら、百条委員会としてのまとめもそろそろしないといけないのかなということで、参考人という形で、今日、御意見を頂ければということで出席をしていただいておりますので、率直な御意見をお願いをしたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

質問事項につきましては、町長のほうにも、今、お渡しをしていると思いますので、そのような流れの中で質問を進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

では、早速始めていきます。

まず最初に、随意契約の件数と金額についてということで、6月に百条委員会ができて、当初は件数に差がかなりあるんではないかというところから始まって、企画財政課のほうで数字を出していただいたら、その特定の業者が200件近くあって、多いところでも四、五十件、五、六十件ですかね、60件もあるのかな。金額を見ても、その1つの業者が9,000万円前後の金額になっていたということで、不公平さがあるのかなと。

調査を進めていく中で、例えば、電気工事であったり、水道工事とか、あと建物、住宅の大工、建具工事等を専門的な業者ではなく、その特定業者に回していたケースも多くある。

また、学校教育、生涯学習の中でも、木の伐採、例えばシルバー人材センターとか、今まで森林組合に多く頼んでいた部分をその特定業者のはうにというところもあったようです。

全体を通じてそのような件数、町長ももう把握されていると思いますんで、件数と金額について不公平さ、不平等なところがあったんではないかというふうに我々は思っているわけなんですが、町長の見解をお願いをしたいというふうに思います。マイクで。新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、この随意契約というのが、見積書を複数徴収してやるところと、それで金額が一番安いところという形になるのが、これも一番ベターなやり方である。ただし、1者の随意契約がやっぱ多々あるということで、これは期間をかけても、何者かやったほうがいいんじゃないかなという気は、私はしております。というのが、公平性にも欠ける。

しかし、急を要するものについては、1者の随意契約でいいというふうに、急を要するといつ

ても、本当に町民生活に緊急な形で、例えば水道、下水等々の修繕をしないと使用ができないなくなるとか、そういう場合であったり、それとかごみの（聴取不能）辺りが出てきたら困るというふうな形になるし、そういう町民生活に重大な影響があるというようなものについては、またそういう形で、緊急に1者随契をやってもいいと私は思っておりますし、他については、植木の剪定とかそういうものが本来なら数者やっても、そんなに急を要するものじゃないし、それはそれで私は、ということで、今後の見直しとしては、（聴取不能）させておりますけれど、そういう一つの方向性をつくっていったらどうかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 件数の多いのは、10万円以下というのが多いんですよね。今年の築上町の流行語のように9万9,000円という金額が、件数があまりにも多かったということで、その9万9,000円が安かつたらいいんですよ。例えば、15万円ぐらいかかったやつが9万9,000円でできましたというのであればいいんですけどね。

逆に、安いものも高くなってしまった部分もあるんではないかというふうな内容もちょっとあったもんで、例えば、前回が9万9,000円で安くしてもらったから、次は9万9,000円よりちょっと高くしようとか、もし、そういうものがあれば大変なことなんで、やはり適正、的確なというか、また、その公平性なというところがやはり今回なかったんじゃないかなというふうなところで、その部分をやはり町長も含めて行政側がその認識を持った上で改革をしないと、別にそういうふうな認識がないで改革しようと思っても、改革にならないと思うんです。

それで、そういうような認識を持たれて改革をするということでよろしいでしょうか。新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、いろんな業務を依頼したときに迅速性とか、そういうのもございますし、公平な立場で見積りを取るという形の中で、そういう形の中で、やっぱり点数をつけていく必要はあろうかと思います。

実際、業者が基本的には期日は少し遅れてきたとか、そういう形になれば、それはそれでちょっとペナルティーを課す、そういう形で入札というか、見積りに際しては、基本的には平等な形で参加をしてもらうという形になって、そこんとこを何かいろんな形で事情があって遅れたという形になれば、ペナルティーは私は必要な。

そういうときは、そういう業者は、見積りを若干回避の必要が出てくるかも分かりません。そこのところは、臨機応変にやっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） いや、それで、今回の件はそういうふうに不公平さがあったということを認めた上で、今後、改革をしようということでよろしいでしょうかという確認なんです。い

いですかね。新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、前もいろんな質問に対して答弁があった。やはり迅速性といわゆるサービスの有無というのもございますから、そのところがどうなのかなという非常に難しい問題、基本的に。

ある過程であれば、あるいは業種のそこに頼んでやっていくという状況もございます。非常にサービスがいいという場合が出てくるし、そのところが難しい判断もあるかも分かりませんけど、必要最低限の仕様を決めてこれでやつてくれという形でやっていけば、もうそんなに過剰なサービスは、僕は必要ないんじゃないかなと思うんで、ある程度公平的な形で、1者に固まつたのが悪いという判断のようござりますんで、それはそれで是正をしていくという形に持つていきたいと思っています。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございました。

次に、見積書の開封作業の手順と検査手順についてということで、この調査の流れの中で大きく分かたったのが、まず、見積りの開封作業です。

どうも1人で、全員が全員じゃないんですよ、何人かというか、何部署かということなんでしょう。例えば、その開封作業を1人で開封作業をして、隣なり隣の隣におつたとか、部屋の中におつた人に一応見てもらったという程度の開封作業をしていたようです。

開封作業というのは、封筒を切って、一緒にその封筒の中から見積書を出してというところを一緒にするから、開封作業が立会人として一緒にしたということになると思うんですよね。ところが、それができてなかつたということが判明したのが一点と、検査についても、現場に行ってない、品物も見てない、写真等で確認をしたと。

中には、部品の交換とかで、例えば、車のエンジンの中の部品とかやつたら、もう開けて見るにも見れないんですよね。周りにカバーがかぶっていた分とかいうたら見えないから、写真でしかできないというのもあるんですけど、ただ、現地に行って見れるにもかかわらず、写真だけで検査をしていたというふうなこともあったようです。

これ、副町長にも確認をさせてもらったんですけどね、こういうふうなやり方を町長はどのように思われるか教えてください。新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的にはある程度簡便なもの、寸法ぴしゃっと合わせるとか何とかなくて、部品が変わっておるという形になれば、私は写真でもいいんじゃないかと。一応、使用前、以前のついた部品と変わった部品というのは分かれば、私はいいんじゃないかなと思っています。

○委員長（武道 修司君） その認識がやっぱ大きな問題だったと思うんです。それはなぜかというと、財務規則のいろんな手順を書かれたものは、そういうふうになつていないです。だから、しっかりとやはり検査をするというところが、（聴取不能）もう写真で見ればいいんだとか、書

類を見ればいいんだという、結局その不備で今回の問題が大きくなってきたのかなという。

だから、今の町長は、写真でいいんじゃないかなみたいな感じの感覚が、今回の大変な問題の一つでもあるのかなというふうにちょっと思っているんですけど、そういう部分もやはりしっかりと改革をしていただかなきやいけないのかなと。当然、全てが全て現地にということでもないとは思うんです。だから、その基準をしっかりととして、結局、本来なら現地に行って確認をしないといけないものを写真でやっていったという部分も、やっぱりあったんだろうと思うんです。

だから今後、写真でいいのはどこまでなのか、それ以上ちゃんとしないといけないのはどこなのかということを、やっぱりちゃんと明確にやらないといけないんではないかと思いますが、町長の御意見をお願いいたします。新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、部品の交換辺りは、僕は写真でいいと思います。だけども、機械の関係は、私はそれで現地まで行く必要はないんじゃないかなと思いますけれど、工事になれば現地に行って、これはちゃんとした検査員がおりますんで、そこで検査をしていくという形で、検査員は全て多分行っているはずと思うんです。

そのところであるいろんなものに関しては、写真で確認という、写真と見積書、それから納品書辺りで確認をしていくと、これでもう私は十分いける可能性があると思っていますんで、そのところ、全てが全て、責任者は全部課長になります、基本的に。

課長の代理で、できる現場のそこの責任者がおりますんで、そこでできる可能性のあるものについては、だから、責任者をちゃんととはっきり明記したほうがいいんじゃないかなと思いますけど、そのところ、ちょっとまた検討の課題ということで検討してまいりたいと思っています。

○委員長（武道 修司君） 今の財務規則からいけば、やはり現地確認、品物確認、例えば、品物が入ってきました、購入しました、納品した品物も見てもなくて、実際その品物があったのかないのかというのも分からぬ状態になっているとかいうのも、あまりよくない話だろうと思うんです。

やはりちゃんと確認をして、それが本当に物があるのか、ちゃんと修理が終わっているのか、場合によっては、工事が終わっているのかというものをやはり確認をしないといけないのが、財務規則ではそういうふうになっているんです。

ただ、業務の都合上、どこまでかという部分で、今、新川町長が言われたようなことは検討課題だろうと思うんですけど、今までではそういうふうになつてないものはそういうふうになつていたということで、そこはしっかりと反省というか、今までのことを踏まえて今後に生かしていくだきたいというふうに思います。

次に、時間がないので次に行きます。

3番目に、令和4年10月19日起案の有機液肥製造施設クローラー圧力ポンプの交換について

てということで、このような資料が一部あると思います。これは起案からずっと流れを書いた書類です。

令和4年の10月11日に既に修理は完了しているという状況です。これは当初、下田課長補佐、エス・ティ・産業の繁永証人から、起案書どおりなんだというふうに言われていたんですが、現地の確認とか作業日報で行くと10月11日に終わっていたということで、先日の証人喚問で2人からは、10月11日に修理が終わっていたということは認めていただきました。

この書類、一覧表にしています。10月11日に工事完了しているにもかかわらず、10月19日から起案を上げて、最終的には12月2日が完了。履行確認調書を6日の日に作って、支払いを令和4年の年内にしているということで、契約書が令和4年11月16日から令和4年12月15日ということで、これ、日にちもうめちゃくちゃなんです。見ていただいたら分かるように、もう修理終わっているんですから。

犯罪の名前を変えたら悪いということで、中間報告ではそういうふうなことも町長言われていましたけどね、これ一般的に言うと虚偽公文書偽造なんですね。この見積書とか、そういうような日にちも全部違うんですよ、見積書の日にちとか。そうしたら、それは会社のほうで出しているだけでいるんで、有印私文書偽造というふうな格好になるんです。

これ、警察が捕まえるか、捕まえないかとか、そんな話じゃないんですね。基本的には、そういうような犯罪になるということなんですね。だから、こういうふうな処理をしていたということで、町長としてどう思うかということと、今後、こういうふうなことを踏まえて、町長、町としてどう対応していくかということを、ちょっと御意見をお願いしたいというふうに思います。新川町長。

○町長（新川 久三君） これが事実という形になったようでございますし、これについて、私は職員の職務対応と。例えば、修繕前に、悪くなれば当然やっていいと思います。だけどその二、三日後には、必ずやっぱり契約をやるという形に持っていくかなきやいかんだろうと思っておりますし、それが1か月遅れという形になれば、やっぱり職務怠慢という形になろうと思うんです。公文書偽造までは私は思っておりません。

というのが、実際、やられた事実をそのまま契約をやってきたという形に、ただ日にちが違うという形になれば、公文書偽造というのは中身を変えたという形になるけど、実際の仕事と変わってないという形になれば、これは職務怠慢という言い方しか、私は言えないと思っております。

○委員長（武道 修司君） 公文書なんですよ。契約書なんですよ。契約書の日付が、見ていただいたら分かるように11月16日から12月15日。公文書をこのような形で書いているから偽造になるんですね。実際やってたからどうかとか、やってなかつたからどうかというのではなくて、やってなかつたらこれは詐欺なんですよ。詐取なんですよ。

この問題は、もう一つは、業者の方が修理をされたというふうに言われているんですけど、現場におられた当時、共立メンテナンスの職員の方々、社員の方々が、自分たちが修理したんだと言われているんですね。だから実際、この修理をしたのがどこなのかということが、まだはつきりと判明はしていないのは事実です。

だから、今、町長が言わされたように、実際修理を誰がしたのかとかいうこと自体もこれ分かっていないような状態で、当初の話から行くと、この書類どおりにエス・ティ・産業は修理したんだ、下田課長補佐もこのとおりなんだというふうに言わせてたんですけどね。10月11日に、その社員の人たちは修理してたということをそこで言ってたんです。

だから、もう確実にこれは修理をしたところと修理していないところと、日報とか見れば分かるよねということで、話を進めていってたら、先日の証人喚問で、その2人の方が10月11日ということを言わされたということで。だから、ちょっとそこら辺のところで、まだ疑義残る部分は残っているんです。

そういう部分も、我々はもう調査しかできないんで、捜査はできないんで、その確定はできないという部分はあるんですが、実際そういうふうな問題も起きている。ただ、今回のこの問題は、日にちがそうやってもう既に違うというところから、そういうような犯罪、問題も出てくる可能性が発生しているんで、公文書をこういうふうに日付を変えるということは、やっちゃんいけないことだろうと思うんです。

だからそこの認識で、あえて私たちは虚偽公文書偽造という言葉を使ってますけどね、これぐらい重たいことなんだよという認識をやはり持っていただかないといけないかなと。これに当たるか、当たらないか、私が判断はできません。ただ、この可能性が出てくるということだけは、ちゃんと認識をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に同じようなものです。令和5年4月4日起案のクレーン操作レバーの取替工事ということで、同じようにクレーンの資料がついていると思います。

令和5年の3月25日に工事が、もうその1日で終わってます。令和5年の4月4日起案、見積り依頼が4月6日、4月12日に見積りの提出、13日にもう1者が提出、開封作業が13日に行われて、4月20日に結果を通知して、4月24日から工事が始まって、4月28日まで工事をしたというふうに書類がなっているんです。着工届を業者の方が出して、4月28日に完成届を業者の方が出しているという流れなんですね。これも先ほどと一緒ですよね。

ただ、この大きな違いはどこにあるのかというと、3月と4月なんですよ。年度が違うんですよ。この年度が違うというところも踏まえて、このような処理に対して町長はどのように思われるかをお聞きしたいというふうに思います。新川町長。

○町長（新川 久三君） これはやっぱり言語道断、事務の流れを知らん。ちょっと予算がなかつ

たかも分からんけれども、それを次の年の予算で使おうという形にしたのかどうかは、ちょっとそここのところは分かりませんけど、とにかく仕事自体は3月25日に完了していると。

あと、契約を次の年にしとるという、これやっぱりちょっとと言語道断ですね。これも職務の、これはちょっと我々としては行政罰の対応になる可能性もございます。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。数年前に年度が変わってというか、支払いをしていなかった案件やったですかね、県の予算の関係とかで、返還もしないといけないとか、そんな問題もありましたけど、この年度変わりというのはやっぱりすごく注意しないといけない部分だろうと思うんです。昨年ですかね、決算でマイナスの三千何百円とかいう決算があったりとか、そういうような部分もあって、やっぱり年度というところの認識というのをやっぱりしっかりと持っていただかないといけないなというふうに思っているんです。

ただ、これの一番、一つの疑問なのが、この資料の一番下に書いているように、操作レバーは令和5年の1月中旬頃に課長補佐が依頼をし、太新工業という会社がもう既に購入して準備をしているんです。実際、2者見積りの会社が出ているんですけどね。答えとすれば、太新工業が1月に準備をしているんで、太新工業が（聴取不能）っていうというふうな状況だろうと思うんです。その下請け工事がもう1者のところがしてという。

これは、はっきり言って、もうほぼ答えが出ているにもかかわらず2者見積りをしたということで、この中に言葉では書いていませんけど、官製談合という形にもなり得る可能性のあるものかなというふうに思っているんです。あえて工事が終わっているのに2者の見積りを取る必要性もないから。

だから、これ単純に年度だけじゃなくて、そういうような日にちの改ざんとか、そういうものも含めて、こういうようないろんな問題がここで出てきているというところだろうと思うんです。この流れで、今、私が言ったように、操作レバーが1月中旬に既に頼んでいてやってたというところ、町長はどう思われますか。

○町長（新川 久三君） そういうことは初めて知ったんですけどね。頼んでおったちゅう形であれば、当然、これは見積書でちゃんとそこで一応見積りの予算なりしておくべきだろうと思いますよね、基本的には。それは事前に頼んで、そこに変えたという、それはやっぱりちょっとと言語道断だと思っています。

○委員長（武道 修司君） これは我々の調査の中で、その業者の方からも証言はいただいております。その依頼があって準備をしていたということで。だから、そういう部分で、この認識もしつかりと持っていただきたいというふうに思います。

それと5番目の質問です。

令和6年10月21日起案、追加が令和6年11月18日起案で、RDF施設の破袋機の刃替

え工事というの、これも資料をこうやってつけていますので見てください。

当初起案が10月21日、これ、起案が先なんです。見積書の依頼が10月24日で、ここまではいいんですよ。ところが10月26日に工事が始まるんです。10月28日に見積りの開封作業をして、10月30日が見積りの結果が出るんですけどね。ただ、その10月30日には工事が完了しているんです。その後に11月1日から工期、工事をするということで契約書が結ばれて、12月2日に、この1か月後に変更契約があるんですよ。

143万円の変更契約で元が132万円ですから、全部で275万円の工事をやっている。これ、町長、やっぱおかしいですよね、どう見ても。工事が終わっているのに、一回それで契約をして、後から変更契約をする。もう確実にこれ分割発注も甚だしいというか、ちょっと考えられないような処理だなと。

職員の方から聞いたら、工事が始まってベアリングの部品が悪くなつたので、追加でしましたと。でも、終わっているんですよ、契約書を結ぶときには。実際の事務は、現場はそういうふうになつていたかと思うんですけど、書類上が全部ずれてしまつて、おかしな書類になつている。

これ見ていただいたら分かるように、10月26日から30日で約5日間、これをするのに、破袋機という、刃を変えるということなんでしょう、軸のところのベアリングが後で悪かつたということなんですね。この間というのは土日なんですよ、部品が入らないんですよね。部品が入らないにもかかわらず、追加工事があったんだというこの辻褄の合わない話が、当初から、だから我々は、そこら辺の部分も交換をするという前提じゃないとこの作業はできないなど。

いうところで、明らかにこれは最初から工事が、まとまった工事でベアリングまで交換する工事をやらざるを得ない状況にもかかわらず、このような形の分割発注の手続を取つたのかなというふうに思ひざるを得ないです。このような形の処理、先ほども同じようなことなんですね、新川町長はこの処理を見てどういうふうに思われるかを教えてください。新川町長。

○町長（新川 久三君） 最初からしておけばよかつたなと思うね。これ事実であるんですね。

○委員長（武道 修司君） これ事実なんです。

○町長（新川 久三君） これが事実であれば、最初から275万円でやっておけばよかつたなと。

○委員長（武道 修司君） そうなんです。だろうと思うんです。これも何でこういうふうに分かったかというと、作業日報なんですよ。作業日報で、作業した日にちがちゃんと書かれていって、これ以降については、RDF施設が稼働しているんで、動いているんで、修理をしたんだなということがはつきり分かるんですね。

結局、この後の10月30日から、契約の11月1日でもいいんですけど、完成届は12月13日ですけど、約1か月以上、これが動かなかつたという事実はない。実際動いていたという

ことから考えても、この流れはほぼ事実というか、事実でしょう、これを覆すような資料も何もないんで。証言からしても、内山課長補佐のほうから、後で処理をしましたという証言はいただいております。

ということで、今、町長が言われたように不適切な処理だったということになると思いますんで、この点も踏まえて、今後の対応をお願いをしたいというふうに思います。

次に分割発注です。これは質問上の中の別に資料がないんで見てください。

5月22日に起案で、フロアの張り替え修繕工事をやっています。10万円以下です。9万9,000円です。あまり大きな金額ではないって町長思われるかもしれないんですけどね、日付が6日後の起案で、畳の撤去があるんです。両方とも同じ業者です。これ見て、おかしいですよね。畳の部屋をフローリング工事するんですよ。でも、フローリングが先にやって、畳の撤去が後になっているんです。畳の撤去しないと、フローリング工事できないですね。

こういうふうな事務処理をして、これが1件であれば、間違えたのかなとか、日付の処理が遅れたのかなというふうに思うんですけどね、これがほとんどなんですよ、都市政策課がやっている事務が。だから、どう考えても理屈が合わない。まして同じ業者が、このようにフローリング工事、畳の撤去をするんであれば、明らかにこれは一緒にしないと、見積りを取って一緒に見積りの競争をしないといけないというところを、10万円以下に抑えて、そのような分割発注をしているという。

これはもう、この処理が物語っているんだろうと思うんです。これが1件、2件じゃないんですよ。ほとんどがこの処理をやっているということで、その点について、新川町長どのように思われるかをお聞きしたいというふうに思います。新川町長。

○町長（新川 久三君） 指摘があれば、一括してやったほうがいいかなと思いますね。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。ということだろうと思うんです。だから、分割発注が悪いというところで、今、言われているのがこういうことだろうと思うんです。やはり見積りをすることによって、競争をすることによって、安くできる可能性があるんですね。安くできないかもしれないけど、安くできる可能性もあるんです。だから、そういうふうに分割発注をして、見積り競争ができないようにするというのはあまりよくない。

国は分割発注を勧める部分もあるんです。例えば、この庁舎を建てるとか、そういうような部分でもそうですけど、1つのところが全部をというのではなくて、例えば、外構とかそういう部分を分けてしなさいよとか、あと、距離が長かったらそれを分けて、工事をリスク配分ということで分けてしなさいよとかいうのは、国の指導にはあるんですけどね。

基本的な部分の分割発注ちゅうのは、そういうふうな例外をのけてやはりやっちゃいけないものだろうと思うんで、こういうふうな事実、これは一つの例ですけどね。隣同士の部屋の清掃が

あって、部屋が違うからいいとか、日にちが近いにもかかわらず分けてたとか、後から分かったんでとかいうことがちょっと往々として多かったんで、あえてこの分割発注についても指摘をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、7番目の業者から提出されている書類で、先ほどの日付のところが全部ばらばらじゃないですか、おかしいじゃないですか、工事が終わっているのに後から書類が出てやっているという。この業者からの書類が、ほとんどが空白だったということなんです。だから、日にちがこういうふうになるという。

その空白の書類を職員が日付を入れてた、業者の例えは完成届とか着工届とか、そういうものの日付を職員が記入をしていたということが分かりました。これは証言で、担当者からもちろんといただいております。そういうふうな日付を職員が記入するということに対して、新川町長はどうのように思われますか。新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本は提出者が日付は記入をする、それが原則。

○委員長（武道 修司君） ですよね。職員が入れちゃいけないですよね。その場で、日付、ここ入れてくるのを忘れたとか言って、そこで一緒に入れたとかいうことであればいいんですけどね、全然違う日にちをそのようにしていく。

極端な言い方をすれば、見積りの開封作業の話を一番最初にしたやないですか。見積書の開封作業をしているにもかかわらず、見積書の日付が入っていなくて、見積書の日付を職員が入れているんですよ。ということは、この見積りの競争自体がすごい疑問が残るというか、適正でなかったという一つの証明にもなるのかなというふうに思いますんで、そういう部分も踏まえて、今後の改革をお願いをしたいというふうに思います。

次に、最後の質問です。

R D F 施設の修理をエス・ティ・産業が行っています。業務委託で支払いをしています。その業務委託で支払いをしている職員がその修理をしているということで、重複しているのではないかということで、内山課長補佐にも聞きました。時間外や休日出勤等で調整をしているということで言われたんで、なら、それを証明するものはということで言うと、それはない。その後に、時間外の一覧表があるということで、それを提出していただきました。

その提出をしていただいたんですけどね、作業日報に書いてある時間外でした。この作業日報に書かれている時間外をずっと分析をすると、連休明けとかお盆とか正月明けとか、そういう部分で、ごみの量が多いときに1時間、2時間程度残業があるというのが流れとして分かりました。その修理をした日付と整合性があまりない残業だったなというふうに、一覧表を見ると、そういうふうになっているんです。

そもそもこの契約書を全て私たちも読んでみると、時間外を払うというふうになっていたのは、

平成28年、平成29年の2年間だけなんです。それ以降は、時間外を払うようにもうなっていません。だから、そもそも時間外で調整をするという話自体がおかしな話になってくるんです。その修理を実際に現場で働いている職員がしていたということになると、その人件費分が重複支払いになっていると思うんですけどね。

先日、副町長もそれはそうだろうということで、今後、業務委託というか、管理委託をしていところが修理をするというのは、ちょっとやっぱりおかしいなということで副町長も言われていたんですけどね。新川町長はその点をどのように思われるかをお聞きしたいというふうに思います。新川町長。

○町長（新川 久三君） 修理をするということは機械が止まっているという形になって、そこの管理業務の職員は、やっぱり拘束されているわけですね、基本的には。だから、その拘束という形の中で、本当は修理業務をそこの職員にさせちゃいかんと私は思います。同じ会社であっても違う人を連れてくるという、これが一番いいやり方。とにかく拘束したあとはそこで休んでおけと、休ませとて、ほかの人を連れてくるということが、私はそれが一番いいんじゃないかなと思います。

そのところ、例えば、そこの管理職員がやったとしても、それをちょっと取り決めをやって、技術料が必要になりますよね。そういう技術料プラスという形で払うんであればいいんだけど、それをしないのであれば、新しくどこから修理を委託、もしくは自社のほかの職員を持って充てると。それが大方一番いいんじゃないかなと思っています。

○委員長（武道 修司君） ということなんです。当初、町長も副町長も、おかしくない、問題ないんだと言われていたんですけど、こういうふうに実際調べてくるといろんな問題やっぱ出てきました。

このA3の大きい一覧表を見ていただけますかね、町長。これ、エス・ティ・産業に払っている点検業務委託です。平成28年から令和7年まで一覧表にしています。1人当たりが26万円の計算なんですね、これ、基本が。

だから、例えばここで、その修理時間、修理をして、例えば、5時間なら5時間かかりました、その日丸々1日かかりましたというふうになれば、その分の人件費分を減額をしておけばよかったです。本来なら、そこでもう拘束していないですから、逆にその分の金額を返還をしてもらうとか、そういうふうな処理をしておけば、その業者が修理をしていても問題はなかったのかなというふうに思うんですけど、その分の返還も何もない、修理代は丸々払っているというようになると、やはり重複になっていると思いますんで、今後、そこら辺の部分を返還請求をするのかどうなのか。

今から例えば、町長はもうある程度、この百条が終わった段階で、調査委員会を立ち上げて調

査をするということで言われていましたんで、この返還請求の関係も、やはり真剣にそこら辺も、第三者委員会で調査をしていただいて、手続をする必要性はあるのかなというふうに思いますんで、町長の見解をお願いをしたいというふうに思います。新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的にはもう第三者委員会は立ち上げないという形で、もう議会のときから、第三者委員会というのは、町の要綱をつくるための第三者委員会という形はずっと（聴取不能）てきたので、これの調査の第三者委員会は立ち上げないというふうに考えております。そこの中で、この百条委員会の見解が出た後、町のほうで検討はしていくという形になろうかと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 第三者委員会もう立ち上げないということで、さきの第三者委員会は何だったのかなというような感じがしますけど、基本的に、このようないろんな問題があるということは、第三者委員会を立ち上げる、立ち上げないにかかわらず、町でしっかりと対応すべきだろうと思うし、当然、これ法律にいろいろと関わる問題も出てきます。弁護士等に相談しながら、住民の人たちから信頼される対応をしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

代表質問はこれで終わります。

皆さんのはうから何か質問ありますか。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 町長、すみません、長い時間。すぐに質問を終わらせたいと思いますけれども、最終報告が出てから答えをある程度出そうという返答、6月から多分ずっと言っているとは思うんですけども、任期のほうが町長もう近いので、その辺のスケジュール的な部分はどうお考えなのかなというのが一点聞きたいので、先によろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 任期が2月10日です。そういう形でここまでにできなければ、事務引継ぎで、次の1月25日に選挙がありますので、引継ぎはしていきたいと思っている。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） そこを聞かせてもらった内容は、中間報告のときからずっと僕は思っていたんですけども、ある程度この疑義、疑わしいという指摘を百条委員会からしていると思います。

町長、副町長に関しては、最終報告書が出るまで調査しないと、今も第三者委員会は立ち上げないということを言われているので、どういう対応を最後するのかなというのが、どう考えてもすごいスケジュールがタイトすぎて、もう僕、6月の時点ですごいタイトだと思っていたんですよ。

その中でなかなか、動いてくれと言っても、最終が出ないと。これ、12月中に出なかった場合は、町長どうお考えなんですか。一応早めに僕ら出す予定なんですけれども、資料がまとまらずに12月議会に出せなかつた場合は、次の議会になると町長いないですよね。その場合は、町長が出てきてくれる形になるんですか。どうなるんですか。流れが分からぬのでお願いします。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 百条委員会はあくまでも調査機関でございます。これまた権威ある調査機関ですね。そういう形の中で、たとえ町長が変わろうと、百条委員会の報告は、次の議会で報告をしていただくという形になれば、3月議会でまとまれば報告（聴取不能）するという形になるのではなかろうかなと私は思っております。

○委員長（武道 修司君） だけど、新川町長、いないということですよ。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 分かりました。では、町長からの返答がもらえないおそれもあるということですよね。分かりました。もう理解します。

以上でいいです。

○委員長（武道 修司君） ほかに。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 百条委員会も終盤に近づいているんですが、百条委員会が6月に設置されて、本日の証人喚問の質問事項……（発言する者あり） 説明かね。すみません、訂正します。その中で、質問事項を見ただけは表面的なものの返答といいますかというふうに先ほど思ったんですが、ただ、6月から設置されて、もう大分期間になって、私たちも一般質問を6月、9月としたんですが、その中で、町長が百条委員会の調査が重たいというふうには述べておるんですが、ただ、6月からの時点で町長が気になるところを、例えば、この表面的な書類が10ページあったら、町長は多分1枚、2枚しかめくっていないうな回答かなというふうに思いました。

その中で、残りの例えば、10ページあったら10ページまでの内容を把握、町長がもしできないんであれば、それを第三者委員会も設置する、正直、思いもないというふうに、必要もないというふうに私たちは思っています。その中で、設置しなくとも、職員の方がおそらく調査をしているんだと思うんですよ。

その中で、町長は2月10日に退任されるんでしょうが、課長さんたちはずっとおるんですね。だから、この件に関して、課長さんたちが調査をした結果を町長に報告しているんじゃないかなというふうに、おかしな点を。

だから、それに対して、町長が2月10日に退任する、私は残ってもらいたいんですが、その中で、何も指摘しなく終わっていくような気がするので、今の現状の職員から、この点はどうですよというのが、もし町長が聞いているのであれば、ページをめくって見ているということにな

るんですよ。ただ、何も報告を受けていませんとかいうふうな返答をすれば、1枚、2枚しか見ていないということなので、その今の現状をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今の現状ちゅうか、いわゆる随意契約に関するのをもう少しきめ細かに決定していこうということで、原案は企画財政課の管財係が作って、今、各課に回覧をさせて、その中で検討をさせておるというのが今の現実でございますし、その回覧結果、あと会議を重ねていくという形になりますし、最終的には、私の任期中には、この随意契約のやり方といいますか、そういう財務規則の関連の部分をしっかりしたものにしていこうという形で、現在、（聴取不能）というのが現状でございます。

だから、そういう形の中で、皆さんにやっぱりそういう疑義が湧かないような随意契約に持つていこうというのが、一番の私の今までやっていこうという考え方でございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 一般的な随意契約は見直す必要があるし、財務規則の中で職員が仕事をしやすくなると思います、これをきっかけに。その中で、告訴の議案というか、9月にしたんですが、その告訴の議案をした件に関して、町長は自分なりに、ここをちょっと調査してみれよとかいうことをおそらく築上町のトップやから。

そうすれば、私が町長だったら、絶対そこを指摘、言われる前に、この分に関してはちょっと課長に調査してみろよとかというふうなのが町の立場と思うんですよ、町長の立場だと思うんですよ。それを町長がそういう指摘を行ったか、行ってないか。もう行ったか、行ってないかだけによろしいです。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 職員の意見というか、自分なりの意見はちゃんと持っています。それもいいというので申しませんけど。この職員の行為についてのいわゆる手法への告発ですか、これを私はやるべきではなかろうと思っております。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） やるべきではなかろうとかそういう問題じゃなくて、おかしいことはおかしいと言ってるんですよ。だから、それを町長が9月の時点で疑問に感じたんであれば、町長自ら2月10日にはいなくなるので、だから、私はもう1期正直出でもらいたい。責任を持って、それが例え、1年でも2年でも構わないですよ。

町長は、自分が悪者になりたくない、調査したらそこに職員が困るとか、るべきとかじゃないとかいうのは関係なくて、おかしいところに課長たちも気づいてるんですよ。だから、そういう

う報告を町長は耳に入ったんであればいいんですけど、聞く耳も持たんような表現というか、そのまま新川町長が退任していくのは正直好ましくない。

だから、その件に関しては多少の疑いが、判断は私たちも調査なので、捜査じゃないので、町長も捜査まではできないんでしょうが、それに対して何らかの形で町長が、全般的におそらく決裁印なりは押してると思うんですが、ただ表面的な1ページ、2ページ、先ほど言った1ページ、2ページしか見られなくて、あの残りのページはおかしいと思っても、町長が見ないのが新川町長と思うんですよ。

でも今回、こんなに指摘された中で、課長たちからもし報告が上がれば、素直に聞いていただきたいと思います。そのときは聞いてもらえますか。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 課長の意見も上がってくれば、それを参考に私は判断するという形になるけれど、基本的には今まで報告聞いて、そして自分の考えという形で、行政罰については、これは懲戒委員会開く必要があるかなと思っております。あとは刑事罰については、私は告発すべきではないという形で考えております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） ちょっと長くなつて申し訳ないですが、刑事罰をするべきではないというのが、それがそもそも町長が聞く耳を持たない。ほかの市町村に関しては、もう町長が自ら処罰しますよ。刑事罰にするんじやないんであれば、何らかの方法で町長が任期中に処罰をすればいいんですよ。だから、それをしない新川町長というふうに私たちから思われるし、世間の人からそういうふうに思われるんですが、こんだけおかしいことをおかしいと町長言っているんやからね。

だから、課長たちは永遠にまだ残るんですよ。だから、課長たちからもしもおかしいという声が出れば、素直に聞いて、それに対して告訴とかそういうものを言っているんです。何らかの処罰なりを町長が自らするべきですよということです。告訴をするべきではない、そういう意味じゃないです。何らかの対応を町長がして、退任されていくのが好ましいと思います。

残された課長たちは、永遠に私たちから言われますよ。町長は3月議会にいないと言うんですが、もしかしたらいる可能性もあるんですが、課長たちの意見がもしもあれば、3月議会にもし町長が退任したときに、3月議会に聞きますよ、課長たちに、前の新川町長にどういうふうに報告をしとったんかとか。その一点では、もしかしたら本当に言ってくれるかも分からぬし。だから、課長たちは本当に重く受け止めて対処するべきと思うので、そのときは意見を聞いてやってください。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今日はいろいろ出席、回答ありがとうございました。委員長の代表質問に対して、答えが明確でなかった点があるんで、改めて確認させていただきます。

1番目の質問、随意契約の件数と金額についてです。私は、政治は結果責任ですから、あれだけ1億円近い膨大な金額と件数が1者に結果として出ているという点だけを見て、極めて不適切な結果であったと思っております。

ほかの質問に関しては言語道断とかなり強い言葉で評価してくださったんですけど、この件については、町長がどのような評価なのか、言葉を濁してよく聞き取れませんでした。私は極めて不適切だとこの結果は思います。町長の評価を簡潔に一言で述べてください。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 結果的に集中しておると、エス・ティ・産業ですね。これは一番大きいのは管理業務、これがやっぱり大きな金額になっておりますし、との小さな学校の関係とか、いろんなものを全部合わせてだんだん膨らんでいて1億円になっているということで、基本的には随意契約の中で1者契約を極力少なくしていくべきだろうと、私はそのように思っております。

このエス・ティについても、随意契約で1者見積りが多々ございましたんで、そこは是正していくべきだろうと思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 是正策だとかこういう結局ごまかしていると思うんですよ。私は一言で評価を聞かせてくださいというので、もう一遍お尋ねします。これ、誰がどう見ても不適切です。どれぐらい不適切とお考えなのか、一言でお願いします。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 不適切ではないと私は思っておりますけれど、逆に疑義が出てくるという形で、管理契約については、私は適切だと思っております。との部分が、それぞれ仕事がやりやすいとか、職員が発注しやすいという考え方があったということで、これについては少し考えなきやいかんかなと思っておるところでございます。

○委員長（武道 修司君） それ、不適切なんやろうけど。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。聞いてよかったです。不適切を前提にいろいろ説明しているのかと思ったら、不適切ではないという明確な回答があつたんで、ありがとうございます。

そしたら、次に行きます。最後に代表質問があった8番目、清掃センターの入件費の二重取りの件です。これも町長の発言を聞くと、二重取りがあったという、町長も二重取りであるという認識を前提に、いろいろ説明とか改善策をしゃべっていたと思うんですよ。町長もこれは二重取りであるという認識でよろしいですね。これも簡潔に、イエスかノーかでお願いします。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 半分は二重取りがあるかも分かりませんけれど、拘束がされているという状況がございますんで、そこで別途、だから、これの中の細かい理由をちゃんと明確にやつた仕分けをしながら、修繕工事をやっていくと、これが大事だらうと考えております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） また明確な評価ではなくて、改善策みたいなことを言うんですよ。つまり、これ、町長は二重取りがあったかどうかは現時点では分からないという認識なんですね。これもイエスかノーかでお願いします。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一部はあるかも分からぬということです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 一部はあるかも分からぬって言うからやっぱり分からぬんでしょう、現時点では。イエスかノーかでお願いします。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） イエスかノーかといったら、分からないということになります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 結局分からぬんです。前回呼んだ副町長も全て分からぬ、書類しか見てないから分からぬ、現場は見てないから分からぬ、調査はしてないから分からぬ。つまり町長も同じなんです、分からぬ。その点について聞きます。

改善策を考えるには、まず、調査をして何が起こっているかを判断して、これは不適切とか、これは不適切じゃないとか判断してからじやないと、改善策は立てられないのは、中学生レベルでも分かる当たり前のことだと思いますが、分からぬのになぜ改善策の話ばかり出てくるんですか。

まず、事実を調査しないと改善策は立てられないと思うんですが、町長は、事実は調査せずに、曖昧なまま改善策は考えられるとお考えなんですか。これもイエスかノーかでお願いします。いやつまり調査しなくて改善策は立てられるとお考えなんですね。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 当然やっぱり自分が理解した形でしか改善策は立てられない。皆さんの指摘もございます、百条委員会の指摘。これは先ほど述べていただいた件ですかね、これはやっぱり職務怠慢の面があって、これで疑義が生まれていっているという形になれば、これを改善していくかなければならないというのははっきりしたところでございまして、これを機会に全ての見直しをやっていくという形になろうかと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これで最後にしたいんですが、私の質問は。百条委員会から動かぬ証拠を突きつけられると、言語道断ってお認めになるんですが、どちらかが虚偽でしかあり得ない、相対立する証言が出てくれば、私は、責任を持ってどちらかが虚偽と判断すべきだと思っていますけど、町長は分からぬ、調査もしないとおっしゃるんですよ。なぜ調査をしないのか、全く理解できないんですよ。

百条委員会は、議会としての権限で調査を進めてますけど、行政の責任として、町長は説明責任がありますから、説明するためには調査をしないと説明できないと思うんですよ。説明したくないから、調査はやらないと言って逃げてる、時間稼ぎをしてるとしか思えないんですが、なぜ自ら調査をしようとしないんですか。

6月議会以降の議会での質問、指摘、もうこれだけで調査の必要性は明らかだと思うんですけど、なぜ調査をしないのか、もう一度、町長自身のお言葉で説明してください。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 内部調査はやっております。ただし外部調査はもうやらないという形で、予算もございませんし、それはもうやらないという決断をしたところでございます。

だから内部調査としては、職務怠慢の面が非常に出てきたということで、これについては行政罰の対応になり得るということで、近々には一応懲戒委員会を開こうかなと思っているところでございます。

○副委員長（宗 裕君） 最後って言いましたけどもう一点だけ。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 内部調査はやっているという明確な答弁が、今、ありました。田原議員の質問に対しては、調査をやっているかどうか明確な答えはずつと避けていたんですけど、今、明確な答弁が出たんで、私も質問したかいがあったと思っています。

内部調査をやっているのになぜ分からぬという答えが、町長や副町長から出てくるんですか。我々の質問に対して分からぬ点は、内部調査を行ってないんですか。何の報告も上がってないんですか。報告は上がっている、内部調査は行っているけど、分からぬと言つてごまかしているんですか。つまり、我々の質問に対して分からぬと答えている点については、調査を行つて

いるのか、行っていないのか、お答えください。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 具体的な形についてはまだ申せませんけど、とにかく長期休職じゃないけど、病欠者がおりますんで、そういう形の中でなかなか事情聴取もできないという状況もあつておりますんで、そのところはある程度調査をやりながら、そして、この調査をやって、これが行政罰に値するのかしないか、もう一回吟味していかないと、これはこれで行政罰の対応、これも慎重にやらなきやいかんわけですね、行政罰という形の中で。そういう形の中で、調査はそれぞれ内密にはやっておるところでございます。

○委員長（武道 修司君） ほかに。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） もうこの百条委員会も本当に佳境に入っているのかなと思っております。いろんなものが出てくる中で、最終的に町長に今日参考人として出てきていただいて、せんだっては副町長という流れの中で、先ほど町長からも、本当にさっき宗議員も言ってましたが、言語道断だという言葉が二、三度出たんじゃないかなと思うんですよね。それは、我々百条委員会がいろんな指摘をする中で、明らかになっていることだと思うんです。

ですから、もう6月から始まって、9月にまた皆さん一般質問する中で、時間がある中で、こういうものって早くスピードを持って対応しないと、ずっとその疑義だけが残る。ひょっとすれば、もっと違うものが出てくるというような展開にもなりやすいと思うんですよ。なぜ、先ほどみんなが言っていたように、早くこの問題を終結しようとするんでしょうか。

最終報告が出てからと言いますけども、その前に先ほど来、皆さんが言っているように、おかしなところはおかしいで改善していっていけば、もうこの委員会は開かれていないかもしれないんですよ。なぜ、ここまで引っ張る、町長サイド、行政サイドの考え方というのはどうなっているのかを聞かせてもらっていいですか。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 行政が引っ張っているわけでもございませんし、基本的には、この百条懲戒委員会が全て主導権を持ってやっていただいていると、そういうふうに理解しております。だから、百条委員会の見解に基づいた形で、我々は従っていくしかないと思っているところでございます。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） ですから、先ほど来、皆さんが言っているように、町長も言語道断という言葉が出てくるということは、これを今見てではなくて、もう、はなから見て分かつてしたことだと思うんです。再確認をしたんだろうと思うんですけど、この場で。

ということは、これに関して内部調査とか、いろいろ規則、そういうものを見直していくとは

言っていますが、そのスピードのなさが、いつまでたっても改善されていないという原因だと思うんですよ。

百条委員会は百条委員会の調査でいいやないですか。新川町長がトップなわけですから、そこで皆さんに、副町長以下職員に、ちゃんとせえって言うような、どうなっているのかという指示は出して、改善するなんていうのは、もうしとかなければいけない段階だと思っているのに、なぜ、百条委員会のという言葉で逃げて、しないのかということを聞きたいんですよ。なぜ、もっとスピードを持ってしないのかということをもう一度、町長、お答えください。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には原案をつくるという形の中で、随意契約等に関する（聴取不能）をつくるという形の中で、ようやく原案が、12月1日の日に、それぞれ検討委員会に提案をして、そこで持ち帰って、それぞれの意見を述べてくれというふうな形にしております。次が12月1日にたしかする予定でございますし、多分庁議の後に行う予定であろうというふうに考えておりますんで、そのとこでもうそれを成案にするのかどうか、そういう審議になってこようかと思いますんで。

そのとこは、最後、私の判断になりますけれども、その中身自体も、私、まだ今日もらったばかりなんで、そのとこは分かっていないんで、それを12月1日までには何とか、自分も見解を正しながらやっていこうかなと思っているところでございます。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 行政というのはやはりスピード感を持ってやらないかんものと、やはり慎重になってやらないかんものというのはあるのは理解をします。ただ、これはもう問題として、百条という重い調査委員会まで議会がしたわけですから、そのスピード感のなさというのはやっぱり指摘させてもらわなければいけない、遅いということに関して。

それと、前回の副町長のときも言ったんですが、やはり起こるべくして起こっていたんだろうと思っています、今の体質というんですかね。よく町長の耳にも入ると思いますが、やはり職員の気質というか行政に対する、一つは言葉遣い、服装、そういうものを一つ取っても、町民の皆さんから指摘をされることが、私だけではなくて皆さんあると思うんですね。

やっぱりそういうものが、今回、こういうものを生んだということになれば、そこは同時に、ただ随意契約だけに関してとかそういう問題ではないんですよ。全体に関して、やはりそこは改善しなければいけない問題であるからこそ早くしなければ、どんどん先延ばしになって、違う問題が起こる可能性もある。

最終的に、これ町長が決裁印を押すやないですか、最高決裁権者だと思うんですね。最終的には誰がどう責任を取って、もし問題が起こった場合ですよ、どうするのかだけの回答を町長お願

いします。最終的に町長、これが告発をして、もし刑事罰になった場合があるじゃないですか。そうした場合、町長、あなたにも決裁権者という責任があるじゃないですか、委員会をしているわけですから。

○町長（新川 久三君） 押した人は。

○委員（5番 工藤 久司君） 押した人にもあるんです。

○町長（新川 久三君） 押してない。

○委員（5番 工藤 久司君） いやいや、今頃になってもう時間がないで押してないとか言わんでください。最後、どの部分にもさ、課長決裁では押していないかもしれないけど、そういうこと言っているので、最終的に町長決裁があつて全てが成立するやないですか。こういう問題が出てきて、そういう告発、さつきも言いましたけど、田原議員も言ってたけど、そういう問題が出てきたときに誰が責任を取るかなんですよ。町長、もういなくなるとかそういう問題ではなくて、そこは責任が重いってことなので早くしなさいってことなんです。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的にはケース・バイ・ケースありますけど、基本的には最終責任者は町長になります（聴取不能）が、職員は全部町長の補助者でございますんで、その補助者が間違ったことをすれば、町長が責任になるということはこれは間違いございませんし、あとその過程の中で監督権者がまたあれば、監督権者も責任者になり得るという形になります。

以上です。

○委員長（武道 修司君） よろしいですかね。（発言する者あり）吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 町長、長い時間すいません。先ほど言語道断とか流そうかなと思ってたんですけど、皆さん聞かれたので、最後、確認です。

このクレーンとかRDFとかクローラーの資料って、もう中間報告の前から出てるんですよ。9月議会のときは中間報告だったのもあるのでしょうか。最終報告が出るまで一切しないという形で、まだ最終報告出でないですよ、僕らも。うわさで12月議会に出るというふうになっていると思うんですけど、議案等進行にもまだ載ってないので、間に合わない可能性もあるんですよね、さつきから言いよるよう。

この温度差というのは、いつ出たんですか。今、認めてくれたじゃないですか。これは言語道断、職務怠慢だというふうに認めてくれたんですけど、僕、初めて認められたような気がして、6月からしてて、町長に。今までずっと突っぱねられてて、そういう条例上するはずがない、こんなことがあるわけがないと言われてた立場の方が、百条委員会は続いてますけど、あれから証人喚問ってほとんどやってないですし、分かりやすい表にしただけなんですよ、内容何も変わつてなくて。今日初めて見ていただいた感じなんですかね。そこの確認です、すいません。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この件については、前から分かっておりましたし、これは行政罰の対象になるというので、一応、懲戒委員会にはかけようという形で私は思っておりました。

○委員長（武道 修司君） ちょっと時間が。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すいません、町長が言われてることがもうめちゃくちゃ矛盾しまくるんで、どう理解していいか分かんないんですけど、町としては最終的に何をしようとしてるんですか、もう分かんないです、言ってる意味が。行政罰に値するとか、刑事罰にはしないとか、町長は最後、何をしたいのか言ってください、おる間に。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今日3つの件がありますかね、2つか3つかね、これについてはある程度、職務怠慢の件があるというふうなことで懲戒処分の対象になり得るという。

○委員（13番 吉元 健人君） 職務怠慢とかの話じゃない内容だと思うんですよ、僕。

○町長（新川 久三君） 私どもは一応……

○委員（13番 吉元 健人君） いや、もう工事終わってるのに、聞いてました、さっきから、これ職務怠慢とかじゃないですよ。職務怠慢の行為って、町長、何か御存じですか。

○町長（新川 久三君） 事実に基づいた形で後に作ってるから、これは本来ならもうちょっと早く作るべきところを遅れて作ったという形になるんで、私は職務怠慢と。（「やじ入れて悪いけど、終わった工事の2者見積（聴取不能）」と呼ぶ者あり）いや、終わった工事でもね、緊急要する場合はすぐに先に……（「緊急なら1者でしょ」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） もう時間がないんで。（発言する者あり）お客様入ってるんでしょ。（「休憩入れよう」「客より百条のが俺大事と思うけど」と呼ぶ者あり）ちょっと一旦、ちょっととすみません。（「町長の発言を聞きましょう」と呼ぶ者あり）ちょっと一回止めます。暫時休憩します。

午前10時54分休憩

.....
午前11時33分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質問の続きからで、吉元委員の質問の途中で休憩にちょっと入ったんで、吉元委員から質問をお願いしたいと思います。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。引き続きよろしくお願ひします。

結局、今日の参考人として町長来ていただいて、最初、代表質問から、私、田原委員、宗副委員長、工藤委員の回答を聞いて、二転三転するので、細かく言うと、僕と田原議員までは、今ま

で知らなかつた話だったのが、どんどん行って、僕、最後確認したら、もう6月の時点で知っているという内容だったので、行政の、要は、執行部の中で知り得ている内容は、今、どんな感じになっているのですか。それは全然、僕ら分からないので、それは言えないんですかね、この場では。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 知っているちゅうか、皆さんと調査と大体似通つたところでございます。その中で、言ったように、職務怠慢のところがあるなという考え方があつて、それで懲戒委員会を開こうかなと、そういうところに行つてゐるというところでございます。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません、最後確認させてください。ずっと最初から職務怠慢という言葉が出てますが、職務怠慢という言葉って、悪い言い方で言えば都合のいい言葉で、幅がすごく広いんですよね。百条委員会として指摘させていただいている、このほかにもあるんですけども、先ほど代表質問で質問させていただいた3つの内容は、大きく見れば職務怠慢かもしれません。

ただ、内容をすごく、僕たちも細かく証言、証拠等を合わせて、やっていない工事の請求が上がつているとか、事前に物を購入していた後に契約をしているとか、僕はこれは職務怠慢という一くくりでは、なかなかするのはちょっと幅が広すぎる問題じゃないかなと思うんですけども、その辺も踏まえて、やっぱりこれ、行政って町民のためだと思うんですよ。町民に対しての説明の中で、この職務怠慢という言葉が本当に適しているのか、適していないかというところが、本当に課題だと思うんですよね。

僕、最初から言つています。職員を罰してくれとか、つるし上げてくれ、業者をどうしてくれとかいうふうには思つていなくて、町として事実が分かって、悪いことを悪いという面が出てきたので、それに対してどういうふうな内容が悪かったのかというとこまで説明しなきやいけないと思うんですよ。

それをちょっと曖昧じやないんでしょうけど、職務怠慢の一くくりにされてしまうと、なかなか僕たちも、住民に対しての説明の責任もありますので、その辺を御理解いただき、多少なりとも、今、町長のほうで把握されているとは思うので、職務怠慢に関わる内容であるとは思います。

ただ、その一くくりなのか、要は、僕がなぜここが引っかかっているかというと、第三者委員会もつくらないと町長は言つていましたし、内部だけでの中身を踏まえてやつていく上で、やっぱり全てを表に出していくかなきやいけないと思うんです、今の世の中って。後手後手に見えている部分が見えるので、そこがもう日にちもないし。

だから、最初から言っていたところなんですよね。急に今日の参考人のところで、その中でも二転三転しているので、これ以上町長に聞いても、知らないことをどんどん聞くのもおかしいかなと思っていたんですけど、ある程度把握されていると言わっていたので、職務怠慢なんでしょう。

でも、その中にもどういう、刑事罰にしてくれとは僕は思っていないんですけども、住民感情的な部分を考えると、住民にしっかり説明するためには、こういう行為が行われたことに対して、こういうふうな内容で対応しなきやいけないよという、ちょっと細かい部分がある程度分かっていると思うんですよ、町長の中で。そこをお聞かせ願えますか。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 案件ごとに、やっぱり性質が違います。というのが、今指摘されている案件でも、3件、4件ありますが、この中でも性質が違うものがあるんで、それぞれ個々に対応した形で懲戒委員会を開いて、そこではっきりさせて、これは懲戒委員会の、もし懲戒委員会で。

○委員長（武道 修司君） 懲罰委員会。

○町長（新川 久三君） 懲罰委員会か。懲戒、一緒じゃなかった。どっち、懲罰か。いや、懲戒やろ。

○委員長（武道 修司君） 懲戒委員会。懲罰委員会じゃないかね。懲戒委員会。

○町長（新川 久三君） 懲戒。そこで、結論が出たものについては、これは、もし、中身に該当するとした場合は、処分した場合は、公表するという形になっている。処分がない場合は、もう公表はいたしませんが、処分が出たときには公表するということで、この案件については、これこれこういう理由で委員会を開いて、こういう処分にしましたというのを公表するようにはしておるところでございます。それで、何件かちょっと吟味をしていくという形になっております。

○委員長（武道 修司君） いいですか。ほかに。田原委員。（「ちょっと一点だけ、今の」と呼ぶ者あり）宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の懲戒委員会ですが、残り短い新川町長の任期中に処分結果を出すという方針ですか。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私はそういうふうにしたいと思うんですけど、あとは懲戒委員会がどのような形で対応するかちゅうのを、私は一応諮詢をいたしたいと思っております。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 先ほども、私、質問したんですが、先ほどの回答の中で、内部調査的なものは把握していないというふうにしていたけど、実際、宗議員の質問の中では調査委員会をやっていますという、町長の答弁がころころ変わるんですが、その中で、内部調査的なもの

があつて、12月1日に、（発言する者あり）4日の日に……（発言する者あり）その中で、その懲戒委員会の例えれば流れ的なものが、行政的な処分の対象をいつぐらいを考えているのかを、もし日にちなど分かればちょっと教えていただけませんか。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には12月に入ってからという形で、そのところは、私が諮問してから中身が議論し始めるんで、日程的には、12月の初旬には委員会が開かれるのではないかろうかなと思っていますけど。

そういう形の中で、あと、1日と言つたのは休みになつちよつて、10日までにはある程度目鼻をつけたいと、例の随意契約の規定ですかね、これについては10日くらいまでは目鼻をつけたいと、このように考えておりますんで、そのところで、私が委員会をしたときには、皆さんに公表いただきたいと。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 町長の判断が出るということなんですが、町長が言うように、6月、9月、一般質問をした中で、百条委員会の調査結果は重たいというふうに。その調査結果が出る前に、何らかの処分を内部的な調査を極秘でしていたから、先ほどはやっていないというふうに述べたんですが、ただ、百条委員会の結果が出る前に、その処罰が結果が出るちゅうことによろしいですかね。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 同じぐらいがいいかなと思いますけどね、結論と。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 町長が言うね、百条委員会の調査機関が重たいと言うけど、全然そういうところはおそらく無視、何も聞いていない。その中で先ほども言ったように、内部調査を私のときはしていないと言つたんよね。けど、もう本当に5分くらいの差でしています。

だから、5分の間に調査をしたような委員会なんでしょうけど、職員を処罰せんでいい職員はしなくとも結構と思います。だから、全部の職員を処罰せえというか、そういうことは私たちも思っていないし、なるべくなら処罰されんほうがいいと思っています。

ただ、町長が百条委員会を重く受け止めてくれているのかなと思ったけど、その調査結果が出る前に、それなら、何で9月のときにすればよかつたんじゃないかなというふうに思うんですが、タイミング的に順序でいいたら百条委員会の最終報告が出て、それからまた委員会を開いてするのが、これは町長の言う百条委員会の調査判断が出るまで私は何もしませんよと言つた中で、全部町長の発言は矛盾している。（発言する者あり）私は矛盾していると思うんですよ。

だから、そこら辺を処罰する分に関してはいいと思うんですが、ただ、町長が言つてゐる流れ

的なものがちょっと出てからという中で、内部調査をしていたというふうに、私にはしていないと言つて、宗議員には述べたからね。そのことに関して、ちょっと疑問に思ったので質問しました。

○委員長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 町長と言っても、正式な調査委員会を開いたわけではございません。私が事情聴取をした中で、その形でこういうふうに思つておるというのが現実的なものです。実際、調査委員会とかつくったものではございませんし、とにかくそれぞれの課長から事情聴取をした場合がございます。

それが私の調査でございますし、それである程度のことは分かってきたということになりますし、基本的には百条委員会の結論を待つて私が行うちゅうのがいいとは思う、大体12月中には私は出ると思っているんで、それと同じくらいにやればいいかなと思って、今しとるんで、一応いつやるというのはまだ決めておりませんけど、12月中にはやりたいなと思っていると、そういうことです。

○委員長（武道 修司君） いいですかね。よろしいですか。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） ちょっとすみません。前回の八野副町長のときもちょっとお聞きしたんですが、やはり町長の部下である、信用している職員が、こういう事務的なものに関しての今、指摘があつてることをしているわけですね。言語道断という言葉が町長から出るわけですから、そこは副町長にも言ったんですけど、町長として、それはきちつとした対応をしなければいけないと思うんですよ。そんな生易しい問題ではないと思うんですね。

もともと行政は、そういう法律やら規則にのつとつてするべきものを、言語道断という言葉が出る事務手続をしていたわけですから、そこは町長、もう少しというかきちつとした態度でしないと、ほかの職員の示しもつかないと思いますけど、その点についていかがですか。

○委員長（武道 修司君） 先にどうぞ。新川町長。

○町長（新川 久三君） ほかの職員に対して、やっぱりちゃんとした形である程度基準を守っていくという形はこれ大事でございます。基準ちゅうても一本それを守りつけたら、非常に線を一本入れたらその上へ行く職員がおります。もうちょっと幅を持たんかと僕は言うんですけど、そのところ、もう幅を持たない職員が多くなってきたら、これまた住民に迷惑かける場合が出てくる。

ある程度の幅は許容範囲がある。右、左、ここまで許容範囲があるという認識をつくる、それをやっていかなきゃならんと私は思つておりますし、そのところ、職員の裁量というのもある程度認めつつ、ちゃんとした一本線を引くという、その線をどこに持っていくかということを非常に、やっぱりこれ、職員自体で判断する、そしてまた上司も判断していくと、そういうやっぱ

り体制づくりを私はつくっていきたいと思っています。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 町長、全て一本の線の上でみんな乗っかれってことを言ってるんじゃないんですよ。先ほど宗議員からもありましたが、やはり説明をきちっとする責任は町長もあるし、職員もあるのに、今こういう状況になっていたら説明もできないし、指摘されたら、そうかと思いますというような、そういう職員の認識なんですよね。

ですから、それに関しては、やはり今までがそういう体質だった、体制だったということは指摘をさせてもらわなければいけないところなので、先ほど来も言ったように、やっぱりここを機会というわけではないですが、どんどん改善するべきところは改善する、もっとよくするべきところはよくしていくということで、厳しくしていただきたい。

ある種、がんじがらめという意味ではありません。厳しくしていただきたいし、それがやっぱり住民サービスにつながるものだと思っていますので、12月ありますから、まだ任期ありますから、その間にできることはきちっとやっていただきたいと思います。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。いいですかね。

新川町長のほうから行政罰の話もありました。中間報告では、いろんな罪名というか、こういうような犯罪に関係する可能性があるということで、罪名を入れました。該当するとかじゃないんですね、あれは。今回もそうですけど、虚偽公文書偽造、有印私文書偽造、官製談合防止法、公益通報保護法、いろんな問題は出てくるんだろうと思うんです。

それで、司法がそれをどうするかというのは、我々の関係ではありません。ただ、そういうような犯罪に関係をする可能性があるというところは、今回ちゃんとしっかりと指摘をさせていただいて、中間報告書には載せていただきたいと思います。

それと、今回の案件でもそうですけど、これを厳しくというか、やはり毅然な態度でやっていただきたい。この毅然な態度でやらないと、これぐらいのもので済むんであれば、これからも問題はないんじゃないかというふうに職員の方々が変な方向になるとよくないし、既に5月に、毎年出ているそうなんです。

企画財政課のほうで、随意契約に関してはこうしなさいよというものがでているんですね。これを守っておったら、何も今回問題は起きていないんです。新たにつくるとかどうこうじゃなくて、これを守れというだけでいい話なんですね。開封作業とか細かく書いているんですよ。だから、こういうことをやっぱりしっかり職員の方にやっていただくということを大前提でしていただければ、このような問題は起きないのかなと。

町長は、先ほど検査の関係もそうですけど、現地に行かなくてもいいのかなみたいな話もされていましたけどね、そういうふうな認識が全体的な怠慢になったり、言語道断じゃないんですけど、

そういうふうな方向になってきたり、可能性があるんで、こういうふうなルールというのは、しつかり決めて、しつかり守るというところを指導すれば、このような問題は起きないのかなというふうに思いますんで、その点も踏まえてしっかりやっていただきたいと思います。

今回、今、お話している内容は、中間報告で既にお話をしている内容です。今まで最終結論が出るまでということで、町長も言われていましたけど、ここまで今来ましたんで、そういうふうな、再度、中間報告を踏まえて我々は最終的な最終報告を作ろうと思いますんで、そういう部分も踏まえて、しつかりとした毅然な態度、特別厳しくせえとか、優しくせえとかいう話じゃないんです。

町として毅然な態度で対応をしていただいて、これから先、この町が住民から信頼される町、住民の人たちが信頼される職員になっていただくように対応していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それではこれで、本日の協議事項の参考人招致を終わりたいと思います。

新川町長、今日は参考人として出席をしていただきまして誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

ここで一旦休憩をして、その後に事務打合せをしたいと思いますので、ここで一旦休憩をいたします。どうもお疲れさまでした。

午前11時53分休憩

.....

午前11時56分再開

○委員長（武道 修司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務打合せです。ちょっと最終報告書の流れを打合せをしたいと思います。

12月2日かね、初日が。（「1日」と呼ぶ者あり）1日かね。1日が初日です。ただそれに本当は間に合わせたいなと思っていたんですが、今日の件も踏まえて、27日に議会運営委員会があります。28日が木曜日かね。（発言する者あり）27日が木曜日やね。28日が金曜日よね。28日の金曜日までに最終報告書の原案は作りたいなと思いますんで、28日の日に百条委員会を開きたいなと思います。

そこで決定ができれば、12月2日の日に最終報告書の提案というか報告ができるかなと思っているんですが、（発言する者あり）1日、初日にできるんですけど、ただ28日に皆さんに見ていただいて、その日のその日で、はい、オーケーですというふうにはならないなと思っているんですよ。

それで、28日の日に皆さんに提案をさせていただいて、修正等を含めて、できれば12月2日、初日の次の日ですね、再度百条委員会を開いて、そこで最終決定をして、12月4日の日

が議案質疑です。議案質疑の日の冒頭で、報告書の最終報告をできればなというふうには、今、思っているんです。

初日をするというと、かなりタイトなというか、チェックが最終段で、中間報告ならまだ最終報告で修正すればいいなと思っていたんですけど、最終報告なんで、あまりここで最終報告を間違えていたというわけにはちょっとといかないんで、そのような形で持つていけたらなと思うんですけど、皆さん、どうでしょうか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 1点、質問があります。28日の百条委員会ですけど、午前、午後、開催時間は。

○委員長（武道 修司君） いや、もう全然まだ考えてないです。何時という、4時なら4時でもいいし。

○副委員長（宗 裕君） 用事ある。

○委員長（武道 修司君） 宗さん、用事ある。

○副委員長（宗 裕君） その日はちょっとスケジュールがタイトなんで、早めに予定が分かってくれるとありがたいです。

○委員長（武道 修司君） それをちょっと今日……

○副委員長（宗 裕君） また、通常であれば、今日間違えたみたいに10時からなんでしょうけど、武道委員長、大変でしょうから、午後の遅い時間っていう可能性もあるわけですね。

○委員長（武道 修司君） いや、だから今日、皆さんの意見で決めればいいなと思っているんです、28日は。

○副委員長（宗 裕君） 逆に武道委員長は、その日、午前中でも。

○委員長（武道 修司君） 午前中でも午後でもいいです。

○副委員長（宗 裕君） なるほど。

○委員長（武道 修司君） ただ、今日、明日、あさってで作り上げないといけないというだけで。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そしたら、武道委員長には大変申し訳ないんですけど、今、委員長御自身がおっしゃっていたとおり、当然我々の意見も出るかもしれないし、意見を得て微修正はあり得ると思うんで、28日の午前中10時からとかがいいんじゃないですか。

○委員長（武道 修司君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）なら、28日のまず10時、百条委員会の開催をします。そこで最終報告書の提案をします。それを見ていただいて、皆さんの意見を踏まえてやっていければなど。

その日にこれでいいよというふうになればいいんですけど、多分ならないと思うんで、ちょっと12月1日の報告は難しいかなというふうに思います。だから、それを踏まえれば、1日の日

に、初日が終わった後に百条委員会を開いてもいいし、その翌日に開いてもいいし、ただ、どこかそこら辺で開きながら、12月4日の日には報告できればなというような流れでいいですかね。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。28日の午前に出していただけるのは、これは要望です、あくまでも。委員長が2時になるか3時になるか分かんないですし、僕ももし手伝えるのであれば手伝いますけど、少しでも早く皆さんに見ていただける可能性があるとすれば、できたときのLINEとかできないんですかね。

というのが、朝いきなりぱって見て話すより、もし前日、7日の夕方とかにできていれば、みんなに案としては出せないですかね。目を通すことができると思う。

○委員長（武道 修司君） できて夜中、できるかな。（「前日の深夜でもいいですよ。見られる人だけでも見れば」と呼ぶ者あり）LINEに上げましょうかね。

○委員（13番 吉元 健人君） 要望です、あくまでも。助かるので。

○委員長（武道 修司君） 頑張ってみます。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） いや、中間報告書のときもそうでしたから。（発言する者あり）基本あれです。中間報告書から調査をやってない部分もあるんで、かなり、あれが中間報告書が最終報告のような部分はあります。

一番加筆というか、ある程度断定していかないといけない部分は、クローラーの関係、それと歯袋機の関係、それとクレーンのスティックの関係、これは証言で二重払いの可能性があるというか、ほぼ二重払いだろうという感じで改善策の話もされてますんで、そのような部分はある程度断定した形での文言でいけるかなという。言葉というのはなかなか難しいところで、ほぼ断定に聞こえるような文面にできればなというふうに思っています。表現がちょっと難しいんで、そこら辺のところは皆さんの御意見をまた聞きながらと思います。

取りあえず原案だけ作らないと協議できないんで、原案を作っていきます。歯袋機とクレーンのレバーとクローラーのこの部分は、どちらかというとこの2か月間、中間報告以降、一番調査をしてきた内容だし、特に今までなかった空白の見積りとか、業者が出している空白の部分で証言を取ったり、あと柴田さんと内山君と、あと業者2つのところから文書での尋問も行っていますんで、その内容についても記載をしていきたいなというふうに思っています。

中間報告でも決定をしてましたけど、課長補佐、管理職以上に関しては実名で行きます。一般職の人については、もう前回と同じようにイニシャルでいきます。ユーチューブとかと整合性が全然取れないんですけどね、もうそこはそれで割り切って最終報告書はイニシャル。これはもう中間報告書を出す前の段階でそういうふうに決定してましたんで、今さら決定を変えるとまたお

かしくなりますんで、中間報告書と同じ流れでの方向で行きます。ユーチューブはユーチューブでというところで、行かざるを得ないかなというふうに思ってます。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、でも、中間報告書の編集方針は、資料の現物をできるだけつけるという方針でしたから、それを踏襲すれば、最終報告書もかなり膨大な……

○委員長（武道 修司君） 膨大になります。

○副委員長（宗 裕君） 追加資料を整理して現物をつけなきゃいけないですし、あとちょっと覚えなんんですけど、今後、項目だけ取りあえず上げてたところもたくさんあるじゃないですか。だから委員長、大変ですよね。

○委員長（武道 修司君） 大変です。

○副委員長（宗 裕君） 今のは、既に書いてあるところの最終結論肉づけでしたけど、それ以外にもいっぱいあるなと思って、よろしくお願ひいたします。

○委員長（武道 修司君） だから、前回が50ページ近くというか、50ページ前後くらいあつたんやなかつたかなと思うんで、多分最終的には70ページ前後ぐらい、20ページは増えるかなというふうに思ってます。もしかしたらもうちょっと増えるかも分かりませんけど。ちょっとしようがないですね。

最初に資料請求の部分をあまり載せんやつたらよかつたかなと、今ちょっと後悔しています。中間報告書を作るときに、こんだけの資料請求したんだよちゅうのを見てもらいたいちゅうのがあったんで載せたんですけどね、あの枚数がすごく増えてくる可能性がちょっとあるんで、今さら中間報告に載せとて、今さら最終報告に載せないというのは逆におかしくなるから。

中間報告のときに資料請求の分の資料の書き方がちょっと失敗したかなというので、今ちょっと反省をしますけど、それはもう仕方ないんで、そのまま全て載せていきます。（発言する者あり）全部のね。（「だから重要なところの抜粋はもう仕方がない」と呼ぶ者あり）

あと、回答を頂いた分を打ち替えるのか、そのままそれを添付するのかという部分もちょっと悩んでます。黒塗りにせないけん部分もちょっと。（発言する者あり）あれは連絡したんやろ、信栄ソリューション。（「宗委員から（聴取不能）」と呼ぶ者あり）

○副委員長（宗 裕君） 何の件でしょうか。

○事務局長（桑野 智君） 信栄ソリューション。

○副委員長（宗 裕君） 信栄ソリューションが何。

○委員（5番 工藤 久司君） 載せるときは、何か一報お願いしますみたいなの（聴取不能）。

○事務局長（桑野 智君） 何かストップちょっとしとつてちゅう話。

○副委員長（宗 裕君） ああ、あのね、それはちょっともういいです。個人的に事務局長にお願いしたんです。もう間に合わないから、信栄ソリューションに追加で質問するようなことに

なれば、ちょっとその申入れを早めにしちゃうと、そういうことなら協力できんとかいうことで態度が変わったらまずいなと思ったんですけど、もうこうなつたら時間切れで、追加の質問はもうできないでしょうから、局長、すみません。私がそれで、百条委員会の議論の流れを見たいと思ってたんです。もうないでしょうから、確認お願ひします。

○委員長（武道 修司君） なら、最終報告書に載せるということを連絡してください。

○副委員長（宗 裕君） それで困ると言われたらどうします。だからそれは通告でしょ。

○委員長（武道 修司君） もう通告で載せます。連絡くださいってなつとるけえ、向こうも載せないでください（聴取不能）てないんやけえ、そのときは連絡くださいやけえ。

○副委員長（宗 裕君） なるほど、相談くださいじゃなくて連絡ください（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） じゃけえ、連絡をする。最終報告書に資料は添付しますと。じゃけえ、それは添付になるのか、打ち替えて載せるのかは分かりませんけどちゅう、内容については最終報告書に記載をしますと。

○副委員長（宗 裕君） そうか。あれは相談じゃなくて連絡か。

○委員長（武道 修司君） よろしいですかね。それぐらいかな。

あとは、ほかの文書尋問に関しても公開をする可能性がありますということで通達してますんで、そのような形で行きたいと思います。

大体いいですかね。そしたら、最終的にはそういうような流れで行きたいと思います。

どっちにしても、12月4日最終報告しました、はい、終わりですにはちょっとならないんです。一つはユーチューブの制作とか、あと議事録、百条委員会の議事録の最終的な作成とか、そういうのも出てきますんで、すぐにはちょっと、一応、報告書は最終出したというだけで、最終的な調査の終了というのは、ちょっと事務局というか局長とも相談しながら、この日というところは確定をしないといけなくなるのかなというふうに思いますんで、そうしないと百条委員会はちょっと終了にならないんで、ちょっとそこは相談しながら、また皆さんに報告して、最後、皆さんで集まって、本日をもってという締めをしないといけないと思いますんで、ちょっとそこら辺も日にちを確定をしたいと思いますんで、よろしくお願ひをいたします。

あと、いろんな諸問題あるかと思いますけど、また28日でも何かあれば、皆さんにちょっと御意見をお願いいたします。とにかく初めてのことなんで、もう私も分からぬし、皆さんも分からぬし、事務局も分からぬといふところで、ただ、最後の締めを間違えたくはないんで、そういう形で進めていきたいと思いますんで、よろしくお願ひをいたします。

それでは、以上をもちまして、第25回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午後0時10分閉会